

平成 27 年度第 2 回 札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会 議事概要

1 開催日時

平成 27 年 11 月 30 日（月） 15:00～15:30

2 会場

札幌市役所本庁舎 14 階 1 号会議室

3 出席者

札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会 委員

佐藤委員長、黄委員、川崎委員、遠井委員、村井委員、岡山委員、物井委員、和田委員、古内委員
（欠席 村尾委員、高橋委員）

事務局

札幌市 環境局 環境事業部 清掃事業担当部長 新津 順一、事業廃棄物課長 伊東 正則
事業廃棄物課産業廃棄物係 6 名、委託事業者(㈱エコニクス) 2 名

4 議事概要

4.1 起草部会からの第 4 次札幌市産業廃棄物処理指導計画（素案）（以下「計画素案」という。）報告

起草部会の黄部会長から、計画素案の審議状況について、まず、札幌市の産業廃棄物処理における課題の整理を行い、その結果を踏まえ「選択と集中」の観点から重点施策をまとめたこと等を報告した。

素案の詳細内容については、配付資料 2、3 に基づき事務局から説明
(説明の要旨)

- ・第 1 章 第 4 次札幌市産業廃棄物処理計画の概要については、計画の位置付け、理念、進行管理、計画期間等のあらましと、計画の基本方針を記載した。
- ・第 2 章 産業廃棄物処理の状況については、全国及び北海道の状況と併せて、札幌市における産業廃棄物処理の現状を記載した。汚泥、廃石膏ボード、廃プラスチック類、がれき類（コンクリート破片）の 4 種類については、種類別に処理状況と課題を整理し、今後の取組が必要な点を明確化した。また、排出事業者、処理事業者、市民、札幌市がそれぞれに役割と責務をもち、協働することの重要性も記載しているが、その中で、札幌市は特に各者に情報提供等を行う役割を持つことを前期計画より明確化している。
- ・第 3 章 計画目標については、排出量、最終処分量、再生利用量、市域内処理（市域内中間処理率及び市域外最終処分量）のそれぞれに、現状からの将来見通しに対する改善目標として数値を設定した。
- ・第 4 章 札幌市の重点施策については、産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進、産業廃棄物の市域内処理の推進、未活用資源の有効活用の推進という 3 つの基本方針のもとに、前期計画から重要な施策を引き継いだ上で、新たな施策を加え、課題の解決と前項の計画目標を達成するための施策として、札幌市が取り組む内容を記載した。

4.2 第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画（案）（以下「計画案」という。）について

佐藤委員長から、起草部会から報告を受けた計画素案をもとに、委員会として計画案を検討していくことが説明され、委員及び事務局による質疑等を実施した。

(1) 計画の基本方針（第1章）についての委員意見及び事務局回答

- *（委員意見1）「方針2 産業廃棄物の市域内処理の推進」について、考え方としては非常に素晴らしいと思うが、「都市としての道義的・社会的責務の観点から」、という表現は、どういったことを指しているかが曖昧と感じる。また「道義的」という語からは謝罪めいた印象があるが、本来広域移動を伴い処理されるもの、という産業廃棄物の性格にはそぐわないように感じる。都市と郊外の関係、方針の発想をより明確にする表現としては、「高い利便性を享受している都市として、社会的公正の観点から」としてはどうか。
- （事務局回答1）方針の発想、理念としてはご指摘のとおりであり、現素案の表現は曖昧とを感じる部分があるので、ご意見の内容を参考に修正する。

(2) 役割に応じた取組（第2章）についての委員意見及び事務局回答

- *（委員意見2）市民、排出事業者、処理事業者、それぞれを対象とし「情報提供」とした3項は、内容、意図としては別々なのではないか。市民に対しては、産廃処理の現状や取組に関する普及啓発と、産廃の排出、処理に関する情報公開という、2つの側面が含まれると考える。排出事業者に関しては、優良処理の事例であれば市民も含め広く公開される情報であることから、「情報公開」がより適切と考える。処理事業者に関しては、より具体的な最新取組事例等の助言、支援のようなことかと考える。三者それぞれに対する情報の出し方に合わせ書き分ける必要があるのではないか。
- （事務局回答2）市民に対する情報公開に関しては、個別の事例として問題とすべきようなものが発生した場合については、その対応の一環として情報公開をするというイメージで、「市民、事業者との連携調整」の項目に含め、ご指摘の普及啓発に関するものは、「情報提供」と使い分け表現している。排出事業者に関しては、処理を委託する際に、より優良な産廃処理業者に流れてもらいたい、という意図があり、単なる「情報公開」よりは有益な情報として「提供」しよう、という考えであった。三項それぞれで視点に違いがあるため、それを正確に表現できるよう文言を修正する。

(3) その他、産業廃棄物の処理等についての委員意見及び事務局回答

- *（委員意見3）適正に産業廃棄物を扱う排出事業者に対して、優良排出事業者として認証を表示するような施策は実施できないか。
- （事務局回答3）廃棄物に限らない、環境保全全体に関して積極的な事業者に対しては「さっぽろエコメンバー」という登録・認定の制度があるが、産業廃棄物に特化したものは現在のところ考えておらず、第4次の計画でも組み込んでいない。優良な排出者に何らかのインセンティブを与える必要性は認識しており、今後の検討課題とさせていただきたい。
- *（委員意見4）事故があった場合の情報公開について、例えばアスベストを含むビルの解体工事が実施されている場合に、近隣の住民等がそれを知らない、何をしているか分からない

い、といった状況は、不安を感じるのではないかとの懸念がある。事故の事後になっての情報公開だけでなく、事前の防止という考え方からも、有害物質だけでなく何をどう処理しているのかといった情報を、どう公開するか、といった手順や考え方を公表しておくべきではないか。

- （事務局回答４）例えば、建築物の解体等工事を行う場合、昨年改正された大気汚染防止法の規定により、工事の受注者は飛散性アスベスト含有の有無を事前に調査し、また、事前調査結果を掲示することが新たに義務付けされた。看板による表示で「積極的に」情報公開している、と言えるかという点では疑問はあるが、庁内建設部局なども含めた問題と考えられるため、第４次計画とは別に今後の検討課題とさせていただきたい。

質疑の後、佐藤委員長から、今回の委員会意見を受けた修正案を検討の上、別途事務局から各委員に提示し、案を固めることを説明し、了承された。

4.3 今後の日程について

佐藤委員長から、計画案について広く市民に意見を募集するパブリックコメントを実施すること、その内容を受けた最終的な修正の後、大幅な変更がない場合、佐藤委員長に一任し、札幌市からの諮問に対する委員会としての答申を行うことを説明。その後、事務局から資料４を用いて、パブリックコメントの実施や指導計画の公表等今後の日程について説明し、了承された。

4.4 委員会の閉会

佐藤委員長が委員会の閉会を宣言